



市税課からのお知らせ

令和8年度国民健康保険税について

●非自発的失業者軽減制度(申請が必要)

対象者 企業の倒産・解雇等により離職された方で、雇用保険受給資格者証等の離職理由コードが11・12・21・22・23・31・32・33・34で、離職日時点で65歳未満の方。

軽減内容 給与所得を100分の30として所得割を計算します。
※前記の低所得者に対する軽減判定にも、給与所得を100分の30として計算します。

申請方法 ハローワークにて、雇用保険受給資格者証の取得または雇用保険受給資格通知の受領後に市税課または各総合支所地域振興課窓口にて申請してください。離職日の翌日にさかのぼって軽減が適用されます。

申請に必要なもの ●雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知 ●本人確認書類

■国民健康保険税の減免について

●旧被扶養者減免制度(申請が必要)

対象者 社会保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者(65歳～74歳)で国民健康保険に加入する方。

減免内容 資格取得日の属する月から2年間、均等割が半額になります。さらに、被保険者が1人の場合には、平等割も半額になります(7割・5割軽減対象者を除きます)。所得割については、当分の間、全額免除されます。

申請方法 社会保険の資格喪失証明書をご持参の上、国民健康保険加入手続きの際に申請してください。

●その他の減免(申請が必要)

災害による被害や失業等の特別な事情がある方は、申請により減免を受けられる場合があります。

減免申請は、**納税通知書が届いてから各期の納期限まで**になります。申請期限を過ぎたもの、納付済みのものについては、減免を受けることができなくなるため、お早めにご相談ください。

■納付方法と納期

普通徴収 7月から翌年2月までの年8回に分けて、納付書または口座振替で納めていただきます。

特別徴収(年金天引き) 新たに特別徴収の対象になる方は、納税通知書に記載します。また、すでに特別徴収の方は、仮徴収(4・6・8月)と本徴収(10・12月・翌年2月)の年6回に分けて、特別徴収で納めていただきます。なお、納付方法は特別徴収から口座振替に限り、変更することができますので、変更を希望する場合はお問い合わせください。

年金天引きの対象となる方は、次の要件を全て満たす世帯です。

- 世帯主が国民健康保険加入者である。
 - 世帯内の加入者全員が65歳以上75歳未満である。
 - 世帯主の年金額が年額18万円以上である。
 - 世帯主の介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金受給額の半分を超えない。
- これまで年金天引きであっても、令和8年度中に世帯主が75歳になる(後期高齢者医療制度に移行する)世帯や、上記の要件に該当しなくなった世帯は、年金天引きが停止し、普通徴収により納付していただくこととなります。この場合は、納税通知書に納付書を同封していますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

▶市税課(☎64・3145)、**新**地域振興課(☎75・0251)、**旧**地域振興課(☎72・2525)、**旧**地域振興課(☎322・1001)



福祉医療費受給者証の更新について

福祉医療費助成制度(☎高齢期移行医療・☎重度障害者医療・☎乳幼児等医療・☎こども医療・☎母子家庭等医療・☎高齢重度障害者医療)に該当している方は、毎年7月1日付けで受給者証を更新します。引き続き受給資格がある方には、更新した受給者証を6月下旬に送付します。

☎乳幼児等医療・☎こども医療以外の福祉医療費助成制度は、受給資格の有無を本人および扶養義務者等の前年中の所得で判定し、対象外になる方には、その旨を通知します。

▶国保医療年金課(☎64・3240)、**新**地域振興課(☎75・0253)、**旧**地域振興課(☎72・2523)、**旧**地域振興課(☎322・1451)



福祉医療費助成制度と他の公費負担医療制度の併用開始について

7月1日から、他の公費負担医療制度(※1)が適用される場合でも、福祉医療費助成制度(※2)を併せて利用できるようになります。

他の公費負担医療制度の自己負担額より福祉医療費助成制度の自己負担額が少なくなる場合に、他の公費負担医療制度を適用した上で福祉医療費助成制度を併せて利用することができます。医療機関を受診の際は、健康保険の資格が確認できるものに加えて次の2点をご提示ください。

- ① 他の公費負担医療制度の受給資格が確認できるもの
- ② 福祉医療費受給者証

(※1) 自立支援医療、指定難病、小児慢性特定疾患等の公費負担医療制度

(※2) 乳幼児・こども、障害者、ひとり親、高齢期移行等の福祉医療制度

▶国保医療年金課(☎64・3240)

■子ども・子育て支援金制度の開始

児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など子ども・子育て支援の拡充に伴い、国民健康保険税に子ども・子育て支援金分が加算されます。これは、国民健康保険だけでなく、ほかの医療保険の保険料にも同様に加算されます。

■県内の国民健康保険税の統一化について

兵庫県では、県民の公平性の観点から、県内のどこに住んでいても「同じ所得、同じ世帯構成」であれば、同じ保険税となるよう、税率の統一が進められています。県内の保険税統一に向けて、本来であれば保険税を増額する必要がありますが、本市では令和8年度においても、国民健康保険財政調整基金を活用し、引き続き現行の保険税額の維持に努めていきます。

■国民健康保険税の計算について

国民健康保険税は、医療給付費分・後期高齢者支援金等分・介護納付金分(40～64歳の方のみ)、子ども・子育て支援金分の4本立てとなっており、以下の税率に基づき計算します。

項目	内容	医療分	支援分	介護分	子ども分
所得割	前年所得による	7.87%	2.40%	2.38%	0.29%
均等割	加入者数による	26,700円	8,300円	10,800円	1,300円※1
平等割	1世帯あたり	22,800円	6,700円	5,800円	900円
賦課限度額	1世帯当たりの上限	670,000円	260,000円	170,000円	30,000円

令和8年度税制改正により、医療給付費分の賦課限度額(1世帯あたりの保険税の上限)が引き上げになりました。

※1 18歳未満の加入者にかかる分は、全額軽減されます。なお、18歳以上の加入者には、追加で100円が加算されます。

※年度途中で国民健康保険の加入・脱退がある場合は、月割りで計算します。

■世帯主宛てに納税通知書を送付します

地方税法第703条の4の規定により、**国民健康保険税の納税義務は世帯主**にあります。そのため、世帯主が社会保険や後期高齢者医療制度の加入者であっても、世帯内に国民健康保険の加入者がいれば、世帯主宛てに納税通知書を**7月中旬**に送付します。

■国民健康保険税の減額について

●産前産後期間における減額(届け出が必要)

子育て世代の負担軽減、次世代育成支援の観点から、出産する国保加入者の産前産後期間における所得割および均等割が減額されます。

対象者 令和5年11月1日以降に出産または出産予定の国保加入者

減額期間 産前産後期間 ●単胎の場合:4カ月(出産(予定)月の前月から出産(予定)月の翌々月)
●多胎の場合:6カ月(出産(予定)月の3カ月前から出産(予定)月の翌々月)

届け出方法 必要書類をご持参の上、市税課または各総合支所地域振興課に届け出をしてください。

届け出に必要なもの ●母子健康手帳の写し等 ●本人確認書類

■国民健康保険税の軽減について

●低所得者に対する軽減(申請不要)

世帯主、国民健康保険加入者および特定同一世帯所属者(※1)の総所得金額の合計が判定基準額以下である世帯については、国民健康保険税の均等割・平等割が軽減されます。なお、**令和8年度税制改正により、5割・2割軽減に係る判定基準額が引き上げられ、対象となる世帯が拡充されました。**

申請は不要ですが、前年所得の申告をしていない場合は判定ができないため軽減が適用されませんので、未申告の方は速やかに申告(※2)してください。

軽減判定の基準所得(令和7年中の総所得金額)	軽減割合
43万円+(給与所得者等数(※3)-1)×10万円以下の世帯	7割
43万円+(給与所得者等数-1)×10万円+(31万円×世帯内の国保加入者数および特定同一世帯所属者数)以下の世帯	5割
43万円+(給与所得者等数-1)×10万円+(57万円×世帯内の国保加入者数および特定同一世帯所属者数)以下の世帯	2割

- ※1 特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行された方で、移行した日以降も継続して同じ世帯にいる方。
- ※2 所得が全くない方も申告をする必要があります。
- ※3 給与所得者等とは、一定の給与所得者および公的年金等受給者です。

●未就学児に対する軽減(申請不要)

子育て世帯の負担軽減を図るため、国民健康保険に加入している未就学児の均等割が半額になります。なお、前記の低所得者に対する軽減が適用される世帯は、その軽減後の均等割が半額になります。

対象者 国民健康保険に加入する未就学児(6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者)。

※令和8年度分については、令和2年4月2日以降に生まれた方。 ※所得制限はありません。

